平成２９年（フ）第４２４号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－１－801
債務者　工藤　洋之
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２９号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目４番地10　藤野第２マンション105号室
債務者　平川いくよ
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４２号
北九州市戸畑区正津町７番32―402号
債務者　高上翔太郎
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５４号
北九州市八幡東区昭和１丁目８番20―301号
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５７号
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1213番地３
債務者　小島　強志
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６８号
北海道旭川市東４条３丁目１番20号　ルミエール４・３　Ｅ号室
債務者　植村　美里（旧姓加本・内海）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７５号
北海道旭川市神楽５条４丁目４番８号　クリーンハイツ　101号
債務者　押之見哲也
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
北海道空知郡上富良野町東町５丁目２番１－201号
債務者　初田　　瞳
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８８号
北海道旭川市東３条８丁目１番５－231号市住231号
債務者　杉山　利則
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４２号
川崎市川崎区東門前１丁目14番10号　ＨＡＰＰＹ　ＤＯＯＲ　204
債務者　見良津修治
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１３０号
東京都板橋区前野町４丁目15―11―208
債務者　田村　　仁
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１３７号
東京都八王子市並木町３―22―801
債務者　馬場　真義
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１３９号
東京都墨田区緑３丁目１―14―402
債務者　羽生　一則
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１４０号
東京都江戸川区中葛西３丁目23―17―303第１アビタシオンひぐち
債務者　岩楯さゆり
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１４４号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　小笠原永徳
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部